

区を相手方とする調停の申立て及び調停事件の終了について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

申立人 医療法人社団三優会

相手方 中野区

3 事件の経過

令和6年(2024年)5月30日 東京簡易裁判所に民事調停の申立て

6月20日 調停申立書送達

8月20日 調停不成立・終了

4 事案の概要

本件は、申立人が、中野区が施行者である東京都市計画道路事業区画街路中野区画街路第4号線（以下「中野区画街路第4号線」という。）に関し、速やかに申立人との間で補償契約を締結し、補償金を支払ってもらう必要がある旨を主張し、27,190,000円の支払を求めるものである。

5 申立ての趣旨及び紛争の要点

(1) 申立ての趣旨

相手方中野区は、申立人に対し、金27,190,000円を支払え。

(2) 申立人が主張する紛争の要点の要旨

速やかに申立人と相手方中野区との間で補償契約を締結し、契約どおりの補償金を支払ってもらう必要がある。

6 事件の終了

調停の不成立により本事件は終了した。